

過酸化水素の食品健康影響評価に必要な資料について
(頭金専門委員コメント)

- 「添加物に関する食品健康影響評価指針」に基づけば、過酸化水素の残存量が天然量であることをもって評価に必要な資料を省略することはできないと考える。
- 一方、今回のケースは「食品常在成分であること又は食品内若しくは消化管内で分解して食品常在成分となることが科学的に明らかな場合」として扱い、試験の一部について省略することができるかもしれない。そのためには、評価要請者より平成8年厚生省ガイドライン表2の事項について考察を提出いただき、その考察に基づき本専門調査会で検討の上判断する必要がある。

表2 食品添加物が食品内又は消化管内で分解して食品常在成分となることを確認する場合の検討事項

1. 食品添加物の通常の使用条件下で、当該物質が容易に食品内又は消化管内で分解して食品常在成分と同一物質になること。
2. 食品内又は消化管内での分解に関わる主要な因子（pH、酵素等）が明らかであること。
3. 食品添加物の通常の使用条件下で適正な量を使用した場合、当該食品添加物の体内への吸収が食品成分と同程度であり、他の栄養成分の吸収を阻害しないこと。
4. 摂取された食品添加物の未加水分解物又は部分加水分解物が大量に糞便中に排泄されないこと。更に、未加水分解物又は部分加水分解物が生体組織中に蓄積しないこと。
5. 食品添加物を使用した食品を摂取したとき、当該食品の主成分の過剰摂取の問題が起きないこと。

- また、表2の5については、健常人に加え、低又は無カタラーゼ症のヒトが摂取した場合についても考察を提出いただく必要があると考える。